

相生市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）の

・ 実施に関する要綱の考え方

（目 的）

第1条 この要綱は、市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）（以下「意見提出制度」という。）について必要な事項を定め、市民の市政への積極的かつ幅広い参加の機会を確保し、市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民とのパートナーシップによるまちづくりを推進することを目的とする。

＜考え方＞

ア 相生市では、新総合計画において「市民の主体性を尊重し、市民の意向をまちづくりに生かしていくため、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを推進する。」こととしており、この要綱に基づき実施する意見提出制度（パブリック・コメント制度）は、市民と行政のパートナーシップによるまちづくり推進の一環として実施するものです。

この意見提出制度では、市が施策に関する基本的な計画等を策定する際に、市民の皆さんに具体的な計画等の案を公表して意見等を募集し、提出のあった意見等が具体的な計画等の案に生かせるかどうかを検討します。さらに、計画等の案の最終的な意思決定後、採用、不採用にかかわらず、提出のあった意見等とそれに対する市の考え方を公表します。これらの一連の手続を意見提出制度（パブリック・コメント制度）といいます。

イ この制度はあくまでも、計画等の案等の内容をより良いものとするために、市民の皆さんから意見等を募集し、市が意思決定を行うための参考とするものであり、賛成・反対の各意見の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票類似の制度ではありません。

（定 義）

第2条 この要綱において「意見提出制度」とは、市の基本的な施策等の策定にあたり、その施策等の趣旨、内容その他必要な事項を市民等に公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、市民等から提出された意見等の概要及び市民等から提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対し納税義務を有するもの
- (6) 意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(対 象)

第3条 意見提出制度の対象は、次に掲げる計画等の策定等とする。ただし、その計画等の策定等が迅速性又は緊急性を要するもの及び軽微なもの等は除く。

- (1) 市の基本構想及び市政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定及びこれらの重要な改定
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
- (4) 大規模な公共事業及び主な公共施設の基本的な計画の策定又は変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、意見提出手続が必要であると実施機関が認めるもの

<考え方>

ア 具体的な案件が、この要綱の対象であるかどうかは、実施機関がこの要綱の趣旨に照らして判断し、また、その判断についての説明責任を負います。

イ 「迅速性又は緊急性を要するもの」とは、本手続に係る所要時間の経過等により、その効果が損なわれるなどの理由で本手続を経るいとまがない場合をいい、「軽微なもの等」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改定を伴わないもの、上位法令等にその内容が詳細に規定されていて、実施機関の裁量の余地が少ないものなどをいいます。

ウ 「市の基本構想及び市政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画」とは、「総合計画」「都市計画マスタープラン」など全市域を対象として将来の市の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的な事項を定める計画等のことをいい、構想、計画、指針、マスタープラン等その名称は問いません。

なお、国や県の計画等との整合性を図るため策定に関して市の裁量の余地の少ないもの、特定地域を対象としたものや個別の事業実施計画は除きます。

エ 「市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例」とは、「行政手続条例」「公文書公開条例」など、市政全般についての基本理念や基本方針などを定めるものをいいます。

オ 「市民に義務を課し、又は権利を制限する」場合は、地方自治法第14条第2項の規定により、条例によることとされていますので、市の規則や要綱は対象としないこととします。

カ 「（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）」については、地方自治法第74条においても直接請求の対象とされていないことから、同規定の趣旨に準じて、本制度の対象とはしないこととします。

キ 「大規模な公共事業」とは、総事業費が概ね30億円以上の事業をいい、既存事業で例示しますと、相生駅南土地地区画整理事業、相生駅南地区市街地再開発事業、那波丘の台地区市街地整備事業、公共下水道整備事業、相生港相生地区港湾改修事業などです。

ク 「主な公共施設」とは、市民が利用する公共施設（市庁舎等）又は公共用施設（会館、ホール、公園等）をいい、総事業費が概ね5億円以上の施設とします。既存施設で例示しますと、相生駅南再開発住宅や斎場などが該当します。

（計画等の案等の公表）

第4条 実施機関は、計画等（前条の規定によりこの要綱に定める手続の対象となるものをいう。以下同じ。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した資料を添付して計画等の案を公表するものとする。

- (1) 当該案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 当該案の概要

2 実施機関は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載した資料の公表に努めるものとする。

- (1) 当該案を作成する際に整理した論点
- (2) 市民等が当該案等を理解するために必要な関連資料

<考え方>

ア 「計画等の案」は、案そのものに限らず、その内容を明確に示すものでよいこととします。また、事案に応じ、いくつかの代替案を同時に示すことが有効であるときは、そのような方法でもよいこととします。

（公表の方法等）

第5条 前条の規定による公表は、公表しようとする計画等の案及び資料（以下「計画等の案等」という。）を主管課及び公文書公開コーナーに備え付けるとともに、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じ次に掲げる方法により、計画等の案等が市民等に周知されるように努めるものとする。

- (1) 説明会等の開催
- (2) 報道機関等への発表
- (3) 市が発行する広報紙等への掲載
- (4) 印刷物の配布

- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、公表する計画等の案等が著しく大量であるため、その全部を市のホームページに掲載することが困難な場合にあつては、その一部をこれに掲載しないことができる。この場合において、実施機関は、当該計画等の案等の全体の入手方法を明示するものとする。

<考え方>

ア 公表の方法としては、市民の皆さんが一定の場所へ行ったり、一定のものを見れば、この要綱に定める手続をとっている計画等の案等を必ず知りうる体制が望ましいため、最低限、主管課、公文書公開コーナーでの縦覧と市のホームページへの掲載を行うこととします。

(意見等の提出)

- 第6条 実施機関は、市民等が意見等を提出するために必要な期間を勘案し、1月程度を目安とする意見等の提出期間及び提出方法を定め、当該計画等の案等を公表する際にこれを明示するものとする。
- 2 前項に規定する意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール等のうちから、実施機関が選択して定めるものとする。この場合において、いずれの方法においても、氏名及び住所の明記を意見等の受付条件とするものとする。
- 3 実施機関は、当該計画等の案等についての意見等と併せて、当該意見等を提出した者の氏名及び住所を公表する場合には、当該計画等の案等を公表する際にその旨を明示するものとする。

<考え方>

ア 意見等の提出期間の「1月程度を目安」については、この期間があまり長期になると行政執行の効率が悪くなることから一応の目安を定めたものであり、意見等を募集する計画等の案の内容の重要性や意思決定をするまでのスケジュール等を考慮して、実施機関の判断により適宜定めるものとする。

イ 提出方法については、意見等の明確な把握のためにも記録に残せる方法が望ましいため、実施機関が郵便、ファクシミリ、電子メール等のなかから選択することとします。また、氏名及び住所の明記を意見等の受付条件とするのは、匿名とした場合、適切でない意見や集団票のような偏った意見が出てくる恐れがあるためです。

(意見等の処理方法)

- 第7条 実施機関は、市民等から提出された意見等を十分考慮して、計画等について最終的な意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により計画等について意思決定を行ったときは、提出された意見等及びこれに対する市の考え方並びに当該計画等の案を修正した場合にあつては、当該修正の内容を公表するものとする。ただし、個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 3 第5条の規定は、前項の規定により公表する場合に準用する。

<考え方>

ア 実施機関は、市民の皆さんから提出された意見等を十分に考慮して、計画等の案について最終的な意思決定を行います。また、採用、不採用にかかわらず、意見に対する市の考え方や、提出された意見等に基づいて修正した場合は、その内容及び理由を最終案と併せて一定期間公表します。

イ 本意見提出制度は、市の情報収集源の拡大と多様化を目的としたものであり、いわゆる住民投票ではないので計画等の案等の賛否を問う性格のものではありません。従いまして、賛否の結論だけを示した意見などに対しては、市の考え方を示さない場合があります。

ウ 提出された意見等の数が多い場合などは、類似の意見等をまとめて公表することがあります。

エ 「提出された意見等に対する市の考え方」は、適宜、整理して公表することがあります。

(意思決定過程の特例)

第8条 委員会、審議会その他の市の附属機関及びこれに準ずる機関がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て行う報告、答申等に基づき、実施機関が実質的に同じ内容の計画等を策定し、又は変更する場合は、この要綱の規定は適用しない。

<考え方>

ア 市では、附属機関等（いわゆる審議機関等をいう。）の答申等を受けて意思決定をすることがありますが、附属機関等がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した答申等を受けて、市が意思決定を行う場合には、同様の案等について手続を繰り返すことは、費用対効果の観点から好ましくないと考えられることから、市では改めてこの要綱に定める手続を経ないこととします。

(一覧の作成等)

第9条 市長は、この要綱に定める手続を行っている案件の一覧を作成し、公文書公開コーナーに備え付けるとともに、市のホームページに掲載して、これを公表するものとする。

2 前項の案件の一覧は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 案件名
- (2) 公表日
- (3) 意見等の提出期限及び提出方法
- (4) 問い合わせ先

3 実施機関は、この要綱による手続の実施結果を定期的に市長に報告するものとする。市長は、前項の規定により報告された状況を取りまとめて、その概要を市民等に公表するものとする。第1項の規定は、この場合において準用する。

<考え方>

ア 実施機関は、この要綱に定める手続をとるときは、あらかじめ市長に必要事項を提出し、市長は提出のあった案件の一覧表を作成して市民の皆さんに公表します。

また市長は、意見提出制度の適正な運用を確保するため、実施機関に対し実施結果の定期的な報告を求め、実態の把握に努めるとともに市民の皆さんに公表します。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に立案の過程にある計画等のうち、計画等の案等を公表し、市民等に意見等を既に求めたものについては、この要綱の規定は適用しない。